

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

一般社団法人 島根県建設業協会会長 様

島根県土木部技術管理課
公共事業スタッフ

総合評価方式（工事）技術資料 収受印制度の取扱いに係る質疑応答について

島根県の土木行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。

さて、令和元年12月17日付け「総合評価方式（工事）技術資料 収受印制度の取扱いについて（通知）」において、文書内にわかりにくい表現がありましたので、質疑応答を作成し再度お知らせします。

ついては、内容をご確認のうえ、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

なお、貴協会におかれましては、お手数をおかけしますが、協会員への周知をお願いします。

(担当)
土木部技術管理課
公共事業調整 S 山木、八澤
TEL 0852-22-6198

質疑応答集

	入札参加業者からの質問	県回答
①	<p>令和2年2月1日以降公告分の工事の入札案件で、既に発注者が押印した下記2つの評価項目の「全県適用押印済み資料」は、使用可能か。又は、再発行を県へ求めるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績】 ・【県管理道路を含む除雪業務の契約実績】 	<p>これら2項目は、令和2年2月1日以降、「全県適用」は出来なくなりますが、発行事務所管内適用の「押印済み資料」としては、そのまま使用できます。（令和2年7月31日（5月31日を読み替え）まで使用可能）</p> <p>よって、県へ「押印済み資料」の再発行を求める必要はありません。</p> <p>なお、これら2項目以外の「全県適用」の取扱いは変更がなく、そのまま令和2年7月31日まで使用できます。</p>
②	<p>令和元年12月17日付け技第349号の文書の記1に、『上記取扱いに伴い、技術資料を修正する』とあるが、誰が修正するのか。</p> <p>【添付（参考）参照】</p>	<p>修正する対象は、令和2年2月1日以降公告する工事の技術資料であり、発注者の方で修正します。</p> <p>なお、発注者から既に発行された押印済み資料は、修正の必要はありません。</p>
③	<p>上記文書により、技術資料に追記する『【注②】対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の誤提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする』の具体的な例をあげて欲しい。</p>	<p>別添【事例】のとおりです。</p>

【事例】

- ①ある工事の公告があり、企業の優良工事表彰の技術資料は資料①のとおり
- ②(株)〇〇建設は押印済み資料(資料②)を提出
- ③技術資料(資料①)で求めている評価対象(対象工事、有効範囲など)の評価対象の内容が異なる
- ④押印済み資料(資料②)は技術資料(資料①)と見せないで、当該工事の企業の優良工事表彰の加算点はゼロ点

(様式-5) (評価項目①)③	資料① 公告のあった工事の技術資料 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業名)名: 〇〇建設
対象となる年度・機関等	高根県内の公共事業において、平成27年度から令和元年度に、高根県及び中国地方整備局発注工事を受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
工事種別	土木一式工事
建設工事の種類	土木一式工事
表彰者の区分	知事
受賞年度	平成30年度
工事名の区分	契約工事名
工事名	(主)〇〇橋 改修工事 第1期
工事種別	土木一式工事
建設工事の種類	土木一式工事
(1) 受賞工事の工事種別および建設工事の種類	土木一式工事
(2) 表彰状等の写しを添付すること、また、発注者から表彰表欄に関する資料が提示された場合は、その写しの添付もよい。	
(3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。	
(4) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。	
(5) 一般(通常)JVについては、一般(通常)JVとしての実績を記入すること。	
(6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。	
技術資料提出工事名	県道〇線 橋梁補修工事
提出事務所名	△△県土木整備事務所
有効範囲	令和2年7月31日までに入札公告された工事
今後、△△県土木整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。	
技術資料の提出方法	(取封印)
※ 押印済み資料で提出する場合、本書に記載がなくても評価対象としません。	
【注①】取封印欄に取封印と併せて全取封印用の押印があれば、上記に〇〇県土木整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって他県・他府・他道・防犯部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。	
【注②】対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする。	

(様式-5) (評価項目②)③	資料② 参加者から提出された押印済み資料 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業名)名: 〇〇建設
対象となる年度・機関等	高根県内の公共事業において、平成26年度から平成30年度に、高根県及び中国地方整備局発注工事を受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
工事種別	土木一式工事、建設機械工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
表彰者の区分	知事
受賞年度	平成30年度
工事名の区分	契約工事名
工事名	(主)〇〇橋 改修工事 第1期
工事種別	土木一式工事
建設工事の種類	土木一式工事
(1) 受賞工事の工事種別および建設工事の種類	土木一式工事
(2) 表彰状等の写しを添付すること、また、発注者から表彰表欄に関する資料が提示された場合は、その写しの添付もよい。	
(3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。	
(4) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。	
(5) 一般(通常)JVについては、一般(通常)JVとしての実績を記入すること。	
(6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。	
技術資料提出工事名	県道〇線 遊歩改良工事
提出事務所名	△△県土木整備事務所
有効範囲	令和元年7月31日までに入札公告された工事
今後、△△県土木整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。	
技術資料の提出方法	(取封印)
※ 押印済み資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。	
【注①】取封印欄に取封印と併せて全取封印用の押印があれば、上記に〇〇県土木整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって他県・他府・他道・防犯部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。	
【注②】対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする。	

← 工事種別が「ストレストンコンクリート構造物」
工事でない

← 有効範囲が過ぎている

※押印済み資料を使用する場合は、その評価対象が、当該入札案件で求めている条件と合致することが必要です。
合致しない場合は、通常どおり必要な技術資料の提出をお願いします。

(参考)

技 第 349 号
令和元年 12 月 17 日

関係協会会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

総合評価方式（工事）技術資料 收受印制度の取扱いについて（通知）

島根県の土木行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。

標記收受印制度は、入札参加者の負担軽減と発注者の技術資料の審査の効率化を図るため、平成24年9月に導入後、昨年6月に「全県適用」を追加し、これまで運用しているところです。

つきましては、内容について下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

貴協会におかれましては、お手数をおかけしますが、協会員への周知をよろしくお願い致します。

記

1. 入札参加者の押印済み收受印の誤提出を未然に防ぐため、下記2評価項目を全県適用の対象から外し、各事務所管内のみの適用とする。

①『県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績』

②『県管理道路を含む除雪業務の契約実績』

上記取扱いに伴い技術資料を下記のとおり修正する。

- ・当該2評価項目の技術資料の「全県適用」の記述を削除する。（別紙①）
- ・技術資料に注意書き【注②】を追記する（別紙②）

2. この取扱いは、総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の建設工事で、令和2年2月1日以降公告分の工事から運用する。

(担当)

土木部技術管理課

公共事業調整 S 山木、八澤

TEL 0852-22-6198

#N/A
#N/A

県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績
会社(企業体)名: (株)〇〇建設

対象: 平成29年度及び平成30年度の県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績

評価対象地域	島根県内
--------	------

平成29年度

発注機関	元請・下請 区分	委託期間		業務名	施工箇所
		上段:着手日/下段:完了日			
〇〇県土 整備事務所	元請	平成29年3月〇日		〇〇維持管理業務委託	〇〇市〇〇地内
		平成30年2月〇日			

平成30年度

発注機関	元請・下請 区分	委託期間		業務名	施工箇所
		上段:着手日/下段:完了日			
〇〇県土 整備事務所	元請	平成30年3月〇日		〇〇維持管理業務委託	〇〇市〇〇地内
		平成31年2月〇日			

- (1) 対象年度において、県管理公共土木施設に関する維持管理業務(発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。)または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の契約実績(県が認めた下請け業務も含む。)のうち、1回の契約期間が△ヶ月以上のものについて記入すること。
- (2) 1回の契約期間が両年度にわたるものは、契約期間の長い方の年度に契約実績を記入すること。
- (3) 1回の契約期間が1年△ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績として記入する。
- (4) 契約実績を確認する資料として、当該年度の業務内容の分かる資料(契約書、下請負人通知書、施工体制台帳、下請契約書、注文書・請書、発注者の実績証明証等の写し)を添付すること。
- (5) 上記(4)の資料で評価対象地域が確認できない場合は、確認できる資料(位置図)を追加添付すること。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事

提出事務所名: 〇〇県土整備事務所

有効範囲: 令和2年5月31日までに入札公告された工事

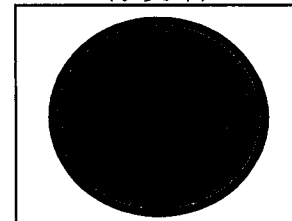
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

ただし、本提出書類では契約実績が確認できない(評価対象となる施工範囲を満足していないなど)場合、再度、技術資料及び必要な添付資料の提出が必要である。

技術資料の提出方法

#N/A

(收受印)



※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

削除

~~【注】收受印欄に收受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。~~

(様式-14)
評価項目(4)-③

県管理道路を含む除雪業務または市町村管理道路の除雪業務の契約実績

会社(企業体)名: 島根土木

対象: 平成29年度の県管理道路を含む除雪業務または市町村管理道路の除雪業務の契約実績

評価対象地域 島根県内

平成29年度 県管理道路

発注機関	元請・下請 区分	契約期間 上段:(始)、下段:(終)	業務名	施工箇所
島根県	元請	平成〇〇年〇月〇日	〇〇〇業務	島根県〇〇市
		平成〇〇年〇月〇日		

平成29年度 市町村管理道路

発注機関	元請・下請 区分	契約期間 上段:(始)、下段:(終)	業務名	施工箇所
〇〇市	下請	平成〇〇年〇月〇日	〇〇〇業務	島根県〇〇市
		平成〇〇年〇月〇日		

- (1) 対象年度において、県管理道路を含む除雪業務または市町村管理道路の除雪業務(凍結防止剤散布業務を含む。)の契約実績(島根県発注業務においては県が認めた下請け実績も含む)について記載すること。
- (2) 契約実績を確認する資料として、当該年度の業務内容の分かる資料(契約書、下請負人通知書、施工体制台帳、下請契約書、注文書・請書、発注者の実績証明証等の写し)を添付すること。
- (3) 上記(2)の資料で評価対象地域が確認できない場合は、確認できる資料(位置図)を追加添付すること。なお、発注機関が市町村である場合はこの限りでない。

技術資料提出工事名: 〇〇工事

提出事務所名: 〇〇県土整備事務所

有効範囲: 平成31年5月31日までに入札公告された工事

今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「県管理道路を含む除雪業務または市町村管理道路の除雪業務の契約実績」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

ただし、本提出書類では契約実績が確認できない(評価対象となる施工範囲を満足していないなど)場合、再度、技術資料及び必要な添付資料の提出が必要である。

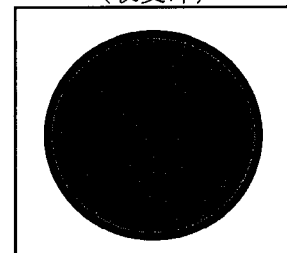
技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、
本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても
評価対象としません。

削除

(収受印)



~~【注】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。~~

#N/A

#N/A

企業の工事成績評定点

会社(企業体)名: (株)〇〇建設

対象工事	完成年度	平成28年度から平成30年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	10 件	80.2 点
----------------------------	------	--------

- (1) 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- (3) 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

※必要に応じて設定する事項

島根県(総務部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象にする場合は、各工事の工事成績評定書の写し及び工事種別・種類を証明する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事がある場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しを添付すること。

技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事

提出事務所名: 〇〇県土整備事務所

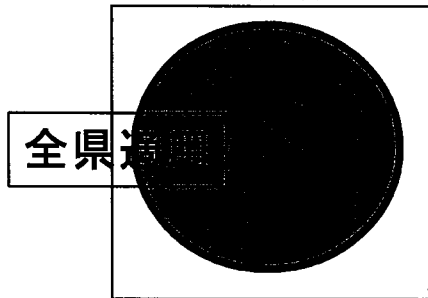
有効範囲: 令和2年5月31日までに入札公告された工事

今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

#N/A

(收受印)



※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

【注①】

注) 收受印欄に收受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

【注②】 対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の誤提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする。

※上記注意書きは、收受印押印により確認可能な項目全てに追記する。

